主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は「原判決を取消す。控訴人が西陣郵便局集配課計画係の業務以外の 業務に従事する義務のないことを確認する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の 負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張、証拠の提出・援用・認否は、左記のほか、原判決事実記載と 同一であるから、これを引用する。

(控訴人)

郵政省は、全国各地の職場で全逓信労働組合(以下全逓という。)各支部との団体交渉事項としては、労働基準法三六条に基く時間外労働協定および同法二四条に基く賃金控除協定しかありえないとして、それ以外のすべての事項についての音にの一次を拒否する方針を強行し、全逓の組合運動方針に忠実でない職員の育成ととに努めたり、第二組合たる全日本郵政労働組合の拡出に便宜を供与した日内によの組織弱体化を図つている。京都西陣郵便局長が昭和四二年五月二七日控訴といるのにほかならない。また集配課外務係における班制度の実施に伴う主任発令は、外のにほかならない。また集配課外務係における明連のないものである。を務職員に関するものであり、事務係における時達といとするのものである。をある。といるのであり、事務能力に優れており計画係の組替といとするに、特別である。をある。

(証拠) (省略)

理 由

一、控訴人は郵政省職員であるが昭和三五年一二月六日から京都西陣郵便局集配課計画係員として同局に勤務していたところ、同局長Aが昭和四二年五月二七日人事移動通知書および口頭をもつて控訴人に対し郵便課通常係に勤務することを命ずる旨の配転命令をしたことは当事者間に争がない。

国のに対する。 日のに対する。 日のに対するののにでは、 日のに対するののにでは、 日のに対するののにでは、 日のに対対ののには、 日のに対対ののには、 日のに対対ののには、 日のに対対ののには、 日のに対対ののには、 日のに対対ののには、 日のに対対ののには、 日のに対対ののに対対ののに対対ののに対対には、 日のにでは、 日のにでは、 日のに対対ののには、 日のに対対のには、 日のにでは、 日のには、 日 ついては国家公務員法の定めるところによる」と規定する。)しており、国公法三五条にいう「転任」には「配置換」(人事院規則ハーー二第六条)が含まれるところ、採用、昇任、降任については、それぞれ国公法三六条、三七条、七五条・七八条が要件法規としてその要件を定めているけれども、配置換(転任)については要件法規は定められていない。したがつて、国公法三五条は、配置換につき当該公務員の同意を要せず、かつ任命権者の公権力の行使としての配置換をするについて裁量を許容したものと解すべきである。現業公務員の勤務関係を実質上私法契約関係とし、その配置換の処分をもつて形式的行政処分であると解する見解は、採用できない。してみると、西陣郵便局長が控訴人に対してした前記配転命令は、「行政庁の処分」であるといわなければならない。

三、控訴人は、右配転命令は重大かつ明白な瑕疵があり、当然無効であると主張し、その理由を掲げているので検討する。(1)まず、控訴人は右配転命令は本人の同意を要すると主張するけれども、その同意を要しないことは前記のとおりでる。したがつて控訴人の右主張は採用できない。(2)次に、右配転命令は、裁量権の範囲を逸脱しまたは裁量権を濫用したもの、仮にそうでないとしても不当労働行為に当ると主張するけれども、右主張をいずれも採用できない理由は、成立によりのない甲第一五号証および当審証人Bの証言によっても右主張を認めるに足りは目まのない甲第一五号証および当審証人Bの証言によっても右主張を認めるにといりない申請してあるから、これを引用する。してみると西陣郵便局長はおいたのきなすについて、事実(控訴人主張の前記各消極的要件事実)の誤認はないら、重大な瑕疵はないものというべく、その誤認が明白であるか否かにつきない。

から、重大な瑕疵はないものというべく、その誤認が明白であるか否かにつき判断するまでもなく、控訴人の当然無効の主張は採用することができない。 そうすると、右配転命令は有効であつて、控訴人は西陣郵便局郵便課通常係の業務に従事する義務があるものというべく、控訴人の本訴消極的確認請求は理由がな

いといわねばならない。

四、よつて、結局右と趣旨を同じくする原判決は相当であるから、控訴人の本件控訴はこれを棄却するべく、控訴費用の負担につき民訴法九五条八九条を適用して主文のとおり判決する。______

(裁判官 山内敏彦 阪井●朗 宮地英雄)